

(4) 景観計画の見直しについて

平成25年に公表した志摩市景観計画は、これまで景観に影響を及ぼすことが想定される工作物(太陽光パネル、常設テント)に対応するため、部分的な改訂を行ってきました。

しかしながら、計画策定から12年が経過し、良好な景観形成を継続していくため、計画全体の見直しを検討する必要があります。

【見直しのポイント】

- ・計画策定時の志摩市の状況から現在の景観形成における変化
- ・人口減少に伴い、空家等の増加などが景観に与える影響
- ・**関連計画との整合**
総合計画 都市計画マスタープラン 緑の基本計画
- ・景観形成基準の点検(対象行為が十分か など)
- ・推進方策の点検

関連計画との整合

【総合計画】

○志摩市総合計画条例第2条第1号

(1)総合計画 市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の計画であって、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

景観計画策定当時:志摩市総合計画(後期基本計画)(2011~2015)

現在:第2次志摩市総合計画(後期基本計画)(2021~2025)

現在改定作業中:志摩市総合計画(2026~2033) ※令和7年度末完成予定

【都市計画マスタープラン】

○都市計画法第18条の2第1項

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

景観計画策定当時:志摩市都市計画マスタープラン(平成21年3月)

現在改定作業中 令和9年度完了予定

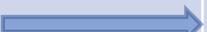
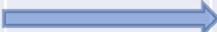
【緑の基本計画】

○都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

景観計画策定当時:志摩市緑の基本計画(平成21年3月)

景観計画の改定の見通し

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画	 (令和7年度末 改定作業完了予定)					
都市計画マスタープラン	 (令和9年度 改定作業完了予定)					
緑の基本計画				 (令和10年度 改定作業開始予定)		
景観計画				 (令和11年度 改定作業開始予定)		

【改定までの確認作業】

・景観重要建造物・樹木の指定

景観重要建造物および景観重要樹木は、景観法に基づき、地域の景観形成において重要な役割を果たすものを市長が指定

・景観重点候補地区の確認

地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域(景観重点地区) ⇒ その区域の候補となる区域(景観重点候補地区)

・届出を要する行為の確認

景観形成基準に基づき届出を要する行為について確認

・推進方策の確認

景観計画74ページ以降に記載の「推進方策」について、内容を確認し、改めて推進方策を検討

景観計画に記載の要検討事項

No.	ページ	検討事項	検討内容	事務局の方針
1	26	候補地区から「重点地区」へ	重点候補地区のうち、よりきめの細かい良好な景観の形成を推進することに関し、地区住民や事業者の合意が得られた地区は『重点地区』と位置づけます。	重点地区への位置づけに向けて、話を進めていける重点候補地区を選定する。
2	54	重点地区の景観形成基準の考え方	基本的基準に加えて、地区住民や事業者との合意に基づき、各地区独自の良好な景観を形成するため、景観特性に応じた、よりきめの細かい景観形成基準を定めていきます。	重点地区への移行が明確に動き出せる状況になった場合に、よりきめの細かい形成基準を定めていく。
3	57	景観重要建造物・樹木の指定の方針	景観重要建造物・樹木の指定に向け検討していきます。	市内には指定の方針に該当する建造物はいくつかあると思うので、候補を選定し、景観審議会に諮り、指定に向けて進めていく。
4	71	自然公園法の許可の基準	今後指定予定の重点地区のうち、特別地域と重複する地区は、景観まちづくりの観点から、市として行為を把握することが望ましいため、志摩市景観計画においても届出対象とするよう検討	重点地区への移行が明確に動き出せる状況になった場合に、市の計画においても届出対象とするよう進めていく。
5	72	良好な景観の形成に関するしくみづくり	中立・公平な立場で、専門的な視点にたってアドバイスしたり、意見することができる景観アドバイザー制度の整備など、良好な景観の形成に関するしくみづくりも検討	他市町の状況を確認しながら、整備していく。

景観計画に記載の要検討事項

No.	ページ	検討事項	検討内容	事務局の方針
6	73	重点候補地区から重点地区へ重点候補地区の追加	重点候補地区のうち、地区の魅力やにぎわいづくりに向け、重点的に景観まちづくりを推進すべき地区を、重点地区として指定し、景観まちづくりを促します。また、重点候補地区としての位置づけがなされていない場合においても、地区の良好な景観を活かした、地域住民による主体的な取組が展開されている場合には、重点候補地区、そして重点地区としての指定に向け、必要な支援について検討	重点地区への位置づけに向けて、話を進めていける重点候補地区を選定する。重点候補地区の選定についても同様。
7	74	地域の歴史・文化的資源を活かした景観まちづくり 「（仮称）公共施設景観形成ガイドライン」の作成 景観協議会の制度の活用	文化財保護法のしくみの活用や景観法に規定される景観重要建造物、景観重要樹木などの諸制度を活用し、地域の歴史・文化的資源を活かした景観まちづくりを検討 公共施設等の景観誘導を図るため、「（仮称）公共施設景観形成ガイドライン」の作成についても検討。 様々な関係者が良好な景観形成を図るために必要な協議やルール作りを行うため、必要に応じて景観協議会の制度も検討	他部署との連携や、3.4.の指定等に向けて進め、地域の歴史・文化的資源を生かした景観まちづくりを進める。 他市町の状況を確認しながら、整備していく。